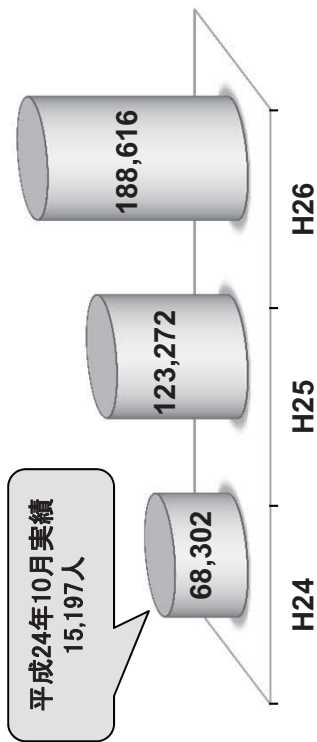


# 計画相談支援の利用者数（見込量・実績）

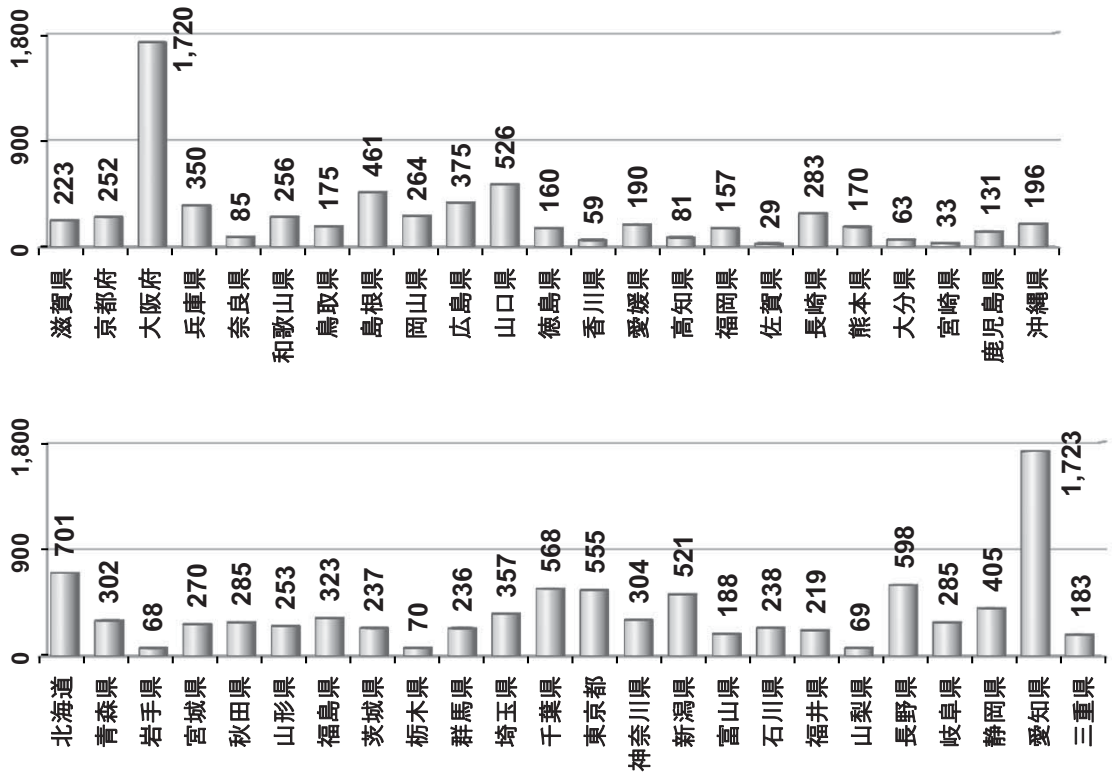
（単位：人）

## ○第3期障害福祉計画における見込量

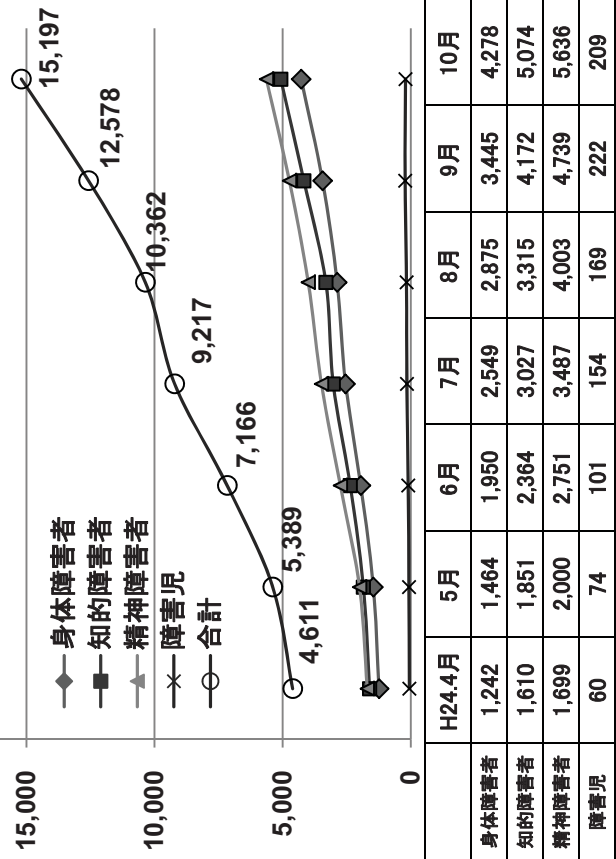
（※福島県を除く）



## ○都道府県別利用者数（H24.10）



## ○障害別利用者数の推移（H24.4～H24.10）



## 新潟県五泉市の例（市直営で実施）

※中心となる職員は民間法人から出向

### 五泉市の状況

○人口 54,811人（平成25年1月1日現在）

○障害者数 2,804人（平成24年4月1日現在）

・身体障害者 2,148人

・知的障害者 399人

・精神障害者 257人

#### ①経緯

五泉市における総合的な相談支援機関の設置に向け、五泉市障害者自立支援協議会で基幹相談支援センターの在り方について、健康福祉課及び市内相談支援事業所が集まり、協議を行った。

H23.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備法の施行に向けて</li> <li>・自立支援協議会運営会議等の中で、課題として検討をすすめる。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五泉市障がい福祉サービス提供等実態調査報告から（対象：事業所）</li> <li>・相談のワンストップ化、基幹型相談支援等、相談支援の強化が課題に（調査期間：9月15日～10月4日）</li> </ul>
11.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策会議に提案</li> <li>・基幹相談支援センターの設置に向けた協議を進めることについて合意を得る</li> </ul>
11.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回自立支援協議会において、第3期五泉市障がい福祉計画の中間報告時に、地域生活支援事業の推進の中で、基幹相談支援センターの設置の検討を明記</li> </ul>
11～12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター設置について、中東福祉会及び新潟県中東福祉事務組合に協力依頼</li> <li>・合意後、中東福祉会、新潟県中東福祉事務組合から代表者と、行政（健康福祉課）による検討を進める。（人員体制、場所、内容等）</li> <li>・県と協議</li> </ul>
1～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀野市、阿賀町と圏域センターについて協議</li> <li>・基幹相談支援センターの基本機能（案）についての検討</li> <li>※10個の機能が必要</li> </ul>
H24.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五泉市障がい者基幹相談支援センター開設</li> <li>場所：五泉市保健センター内（1F）</li> <li>体制：センター長（1人）、相談支援専門員（1人）パート事務員（1名）</li> <li>市障害係、係長他6人と常に連携</li> <li>必要に応じて担当保健師と連携</li> </ul>

## ② センター設置によるメリット

- 相談によるワンストップ福祉総合相談窓口ができることにより、市民に対する相談支援サービスが向上する。
- 複数の専門員を常時配置することにより、専門員間の連携・調整が取りやすくなり、専門員の人材育成、スキルアップにつながるほか、相談者に対してより質の高いサービスが提供できるようになる。
- 高齢部門、児童部門、障害部門の領域における連携が強化され、福祉サービスをより効果的に提供できるようになる。
- 市役所へ直接よりも、敷居が低くなり市民が相談しやすい環境となる。
- また、センターを保健センターに設けることにより、「障がい」の意識を持たずに気軽に相談できる環境づくりが可能となる。
- 高齢者と同様に、個別プラン作成のための連携・調整が取りやすくなる。
- 困難事例への対応や各相談支援事業者への助言がしやすくなる。
- 成年後見制度利用者の効果的な活用、障害者虐待防止のための体制整備が可能となる。

## ③ 方向性

平成23年6月の厚生労働省の主管課長会議にて示された、基幹相談支援センター(案)を基に検討した結果、相談支援に関する機能を有する基幹相談支援センターを設置することが五泉市にとって最も望ましいと考えた。

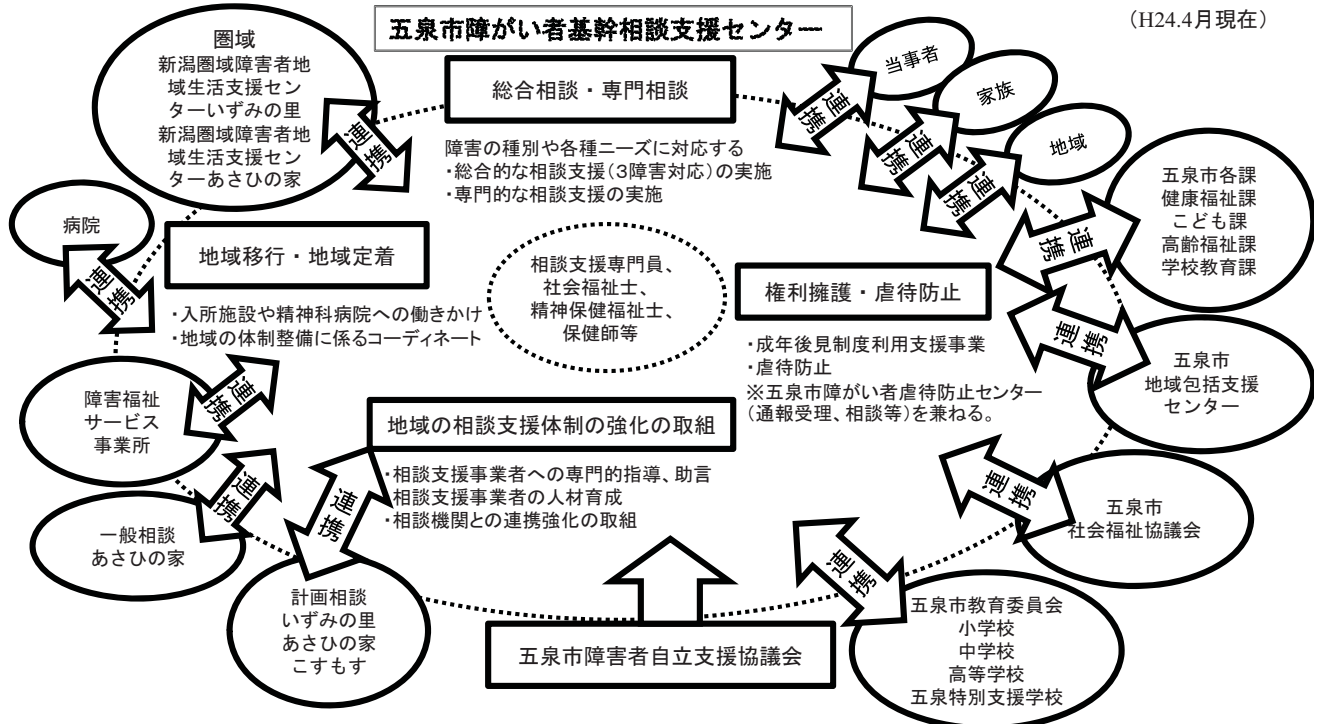
## ④ 基幹相談支援センターの機能

- ワンストップ相談窓口業務(3障害対応)
- サービス利用計画作成(困難ケース)及び使用についての調整
- 権利擁護(成年後見制度利用支援)業務
- 障害者虐待防止業務
- 支援困難事例への対応及び相談支援事業者への助言
- サービス等利用計画にかかる調整業務
- 地域の相談支援専門員の人材育成業務
- 自立支援協議会運営業務(相談支援等連絡会)
- 地域の関係機関ネットワークの構築
- 地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携支援

## ⑤五泉市障がい者基幹相談支援センターの役割のイメージ

人口(人)	身体障害者手帳保持者数(人)	総人口に対する割合(%)	療育手帳所持者数(人)	総人口に対する割合(%)	精神障害者保健福祉手帳保持者数(人)	総人口に対する割合(%)	自立支援医療受給者数(人)	総人口に対する割合(%)
55,027	2,148	3.90	399	0.73	257	0.47	516	0.94

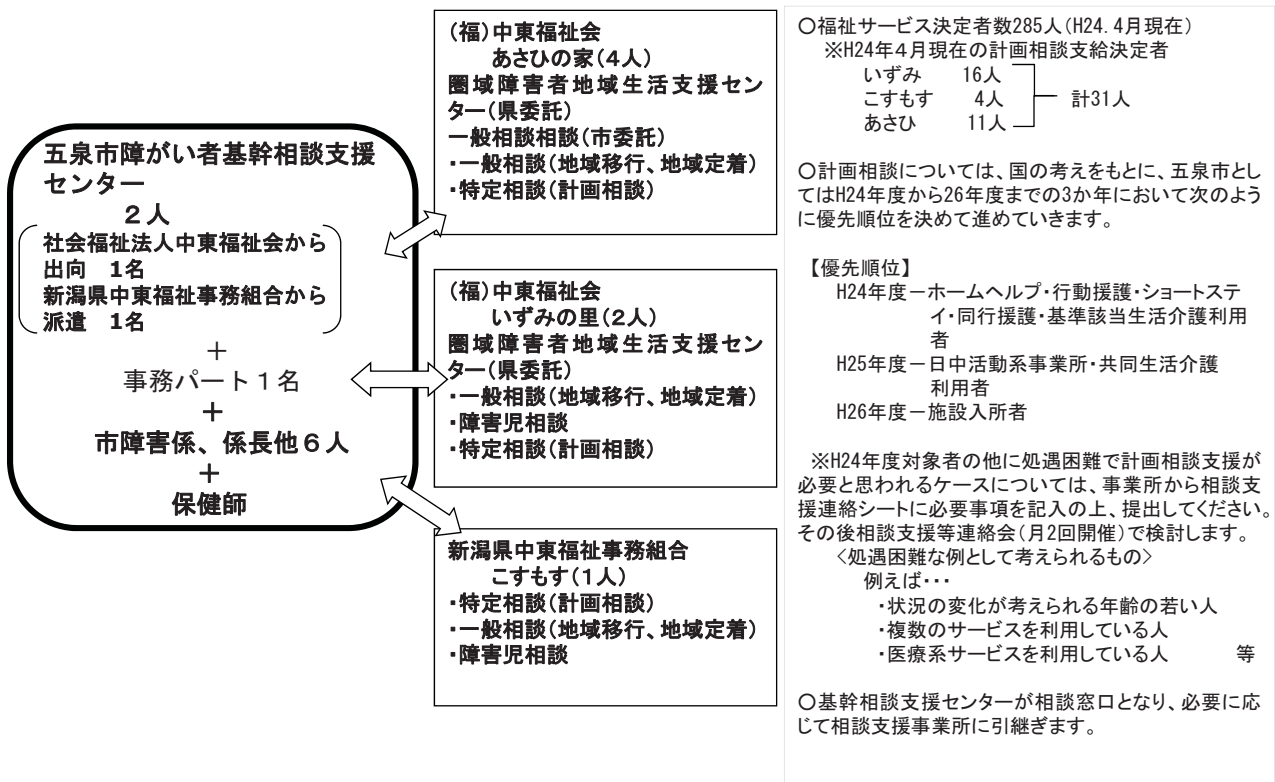
(H24.4月現在)



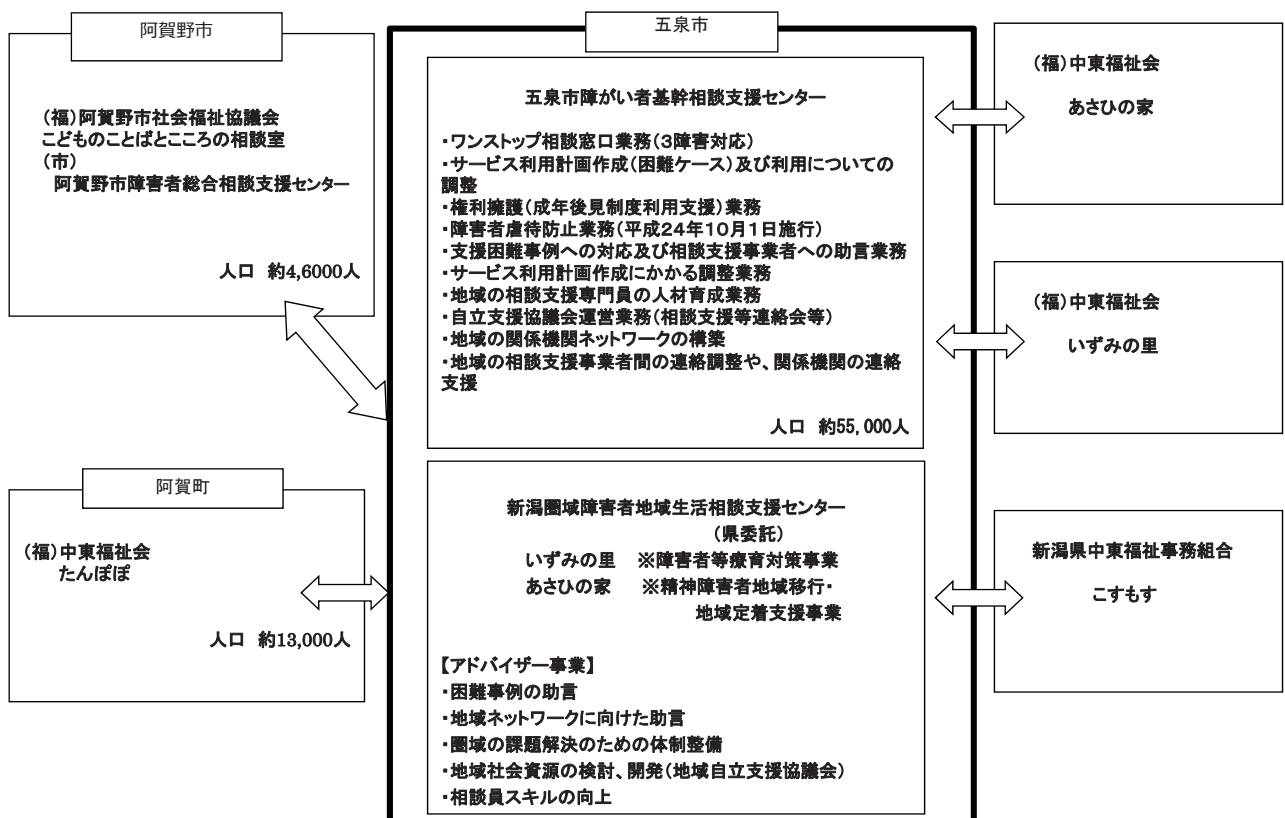
## ⑥平成24年度 実施内容

研修、会議名	回数	窓口	参加者	内容
相談支援等連絡会	隔週(1週、3週) 15時~17時(水曜日)	基幹	行政担当者 保健師、保健所[必要に応じて] 圏域(いずみ、あさひ) 計画相談(いずみ、あさひ、こすもす) 総合相談(基幹、あさひ)	新規相談者の情報の報告、共有 継続計画相談対象者の報告、確認 アセスメント、プランニング、モニタリング、ケア会議等の振り返りや手法について 困難ケース及びサービス利用作成者についての協議 自立支援協議会への課題への協議 個別ケースから情報共有化 困難ケースについての協議
障害福祉サービス・相談支援事業所連絡会	年2回	基幹	障害福祉サービス事業所 相談支援事業所 行政担当者	計画相談の進め方 相談の今後について 情報交換
事業所・特別支援学校連絡会	年4回(5月、7月、10月、1月)	基幹	障害福祉サービス事業所 学校関係者 圏域(いずみ、あさひ) 計画相談(いずみ、あさひ、こすもす) 総合相談(基幹、あさひ) 行政担当者	五泉市の事業所の利用可能な人 各事業所の利用状況 実態の共有 事業所の受け入れ状況の連絡調整 卒業生の状況把握
地域活動センター連絡会	年4回 3ヶ月1回	基幹	保健師、保健所[必要に応じて] 地活事業者 総合相談(基幹、あさひ) 行政担当者	利用者の状況報告 活動内容 新規使用者の内容報告
権利擁護(成年後見)検討会	2か月1回	基幹	行政担当者 圏域(あさひ) 総合相談(基幹、あさひ) 社協	権利擁護(成年後見)について 居住サポート
障害者虐待防止検討会	8月までにマニュアル完成をめざす	協議会	保健師 各部会メンバー 圏域(いずみ) 基幹、行政担当者	マニュアル作り 開催の仕方 研修会開催について
圏域相談支援員勉強会	月1回	圏域	2市1町行政担当者 2市1町相談支援員	相談員のスキル向上 困難事例ケースの対処、アドバイス 情報の共有化
就労ネットを考える会	月1回	圏域	2市1町行政担当・相談支援員 就業・生活支援センターら いふあっぷ・新津ハローワーク・五泉商工会議所	一般就労を希望されていて手帳ナシ等で障害福祉サービスにつながらない障害者等の就労トレーニング、地域へのチームアプローチ

## ⑦五泉市相談支援体制



## ⑧新潟圏域(二市一町)相談支援体制について





# 長野県上小圏域の例(NPOで受託)

上小圏域 人口201,000 (2市1町1村)	
高齢者(65歳以上)	5,29万人
身体障害者	0,89万人
知的障害者	0,16万人
精神障害者	0,12万人
上小圏域の障害者相談支援体制 (H24/4)～	
基幹相談支援センター	
・相談支援専門員・委託	7名
・相談支援専門員・フリー	1名
・地域移行支援コーディネーター	1名
・相談員兼事務業務	1名
・ピアカウンセラー	1名
・聴覚障害者相談員	1名
・自立支援協議会事務局員	1名
・発達障害支援専門員	1名
・療育コーディネーター	1名
就業・生活支援センター	
・就業支援ワーカー	2名
・生活支援ワーカー	1名
H24・11・1現在	
指定特定相談支援事業所	18事業所
指定障害児相談支援事業所	11事業所
指定一般相談支援事業所	9事業所
※上小圏域内(相談支援専門員 ≒60名超)	



## 応援体制整備とプランニングと実践経過

下ごしらえ	協力場所	内容
長野県自立支援協議会 運営会議	県下10か所の総合支援センター代表者会議。 センター主催 相談支援体制整備に向けた圏域研修会開催計画(案)の提出 仕掛けから、毎月開催の総合支援センター代表者会議	法改正の内容(H23・9～12) (長野県からの説明/アドバイザーからの方向性の示唆) 進捗状況 【H23 県下指定相談】 72事業所(相談支援専門員143名)
上小圏域障害者総合支援センターの基幹型への移行計画 第3期障害福祉計画への計画相談の実施計画の検討 事業所指定の営業活動?	上小圏域障害者自立支援協議会本部での検討と承認 上小圏域自立支援協議会運営委員会での集約(H23 毎月開催) 個別支援会議(ケア会議)開催事業所	上小圏域:相談支援体制状況 【H23 6事業所】との相談支援部会での計画様式の作成・実践(H22/4～)・検証 H23・11(第1回次年度への圏域研修)
具体的な計画相談様式の提示と活用方法の周知(センター)	指定を予定している事業所研修会	H24・3 (第2回 圏域計画相談研修) ※N@SA 計画相談研修(対象県)
長野県自立支援協議会 運営会議	県下10か所 総合支援センター代表者会議の毎月開催/長野県自立支援協議会本部(圏域代表の1市町村参加)	計画相談体制整備の他圏域との情報交換・県下のインターシップ研修体制・圏域への応援体制整備への情報共有
上小基幹相談センター機能 (H24・4～)	ケアマネジメント連絡会の毎月開催 ※精査会議から見えた課題への強化	Q&A・計画作成研修・GSV・ネットワーク作り
アウトリーチ体制・基幹センターとの連携と計画相談への推進するための事業者の理解(相談支援専門員への応援)市町村と基幹の連携相談	特定・障害児・一般指定事業所の管理者 上小圏域障害者自立支援協議会本部(計画精査機能の周知) 各市町村毎の計画作成推進計画会議 サービス等利用計画精査会の開催	H24・5(第3回 圏域計画相談研修) 相談支援専門員が動ける仕掛け 【上小圏域相談支援体制】 特定17事業所 障害児10事業所 一般9事業所 (相談支援専門員≒60名体制)

# 基幹相談へのイメージ

- ・何をするための基幹か？
- ・必要なのは、その地域に無い機能を担う。
- ・まとめる機能・繋がりあえる機能・成長し合える機能は最低必須かと・・・。
- ・相談支援体制の圏域デザインを検討する中で生まれる基幹機能であること。

※計画作成だけに目を奪われないためにも、  
複数の目で検討⇒地域自立支援協議会

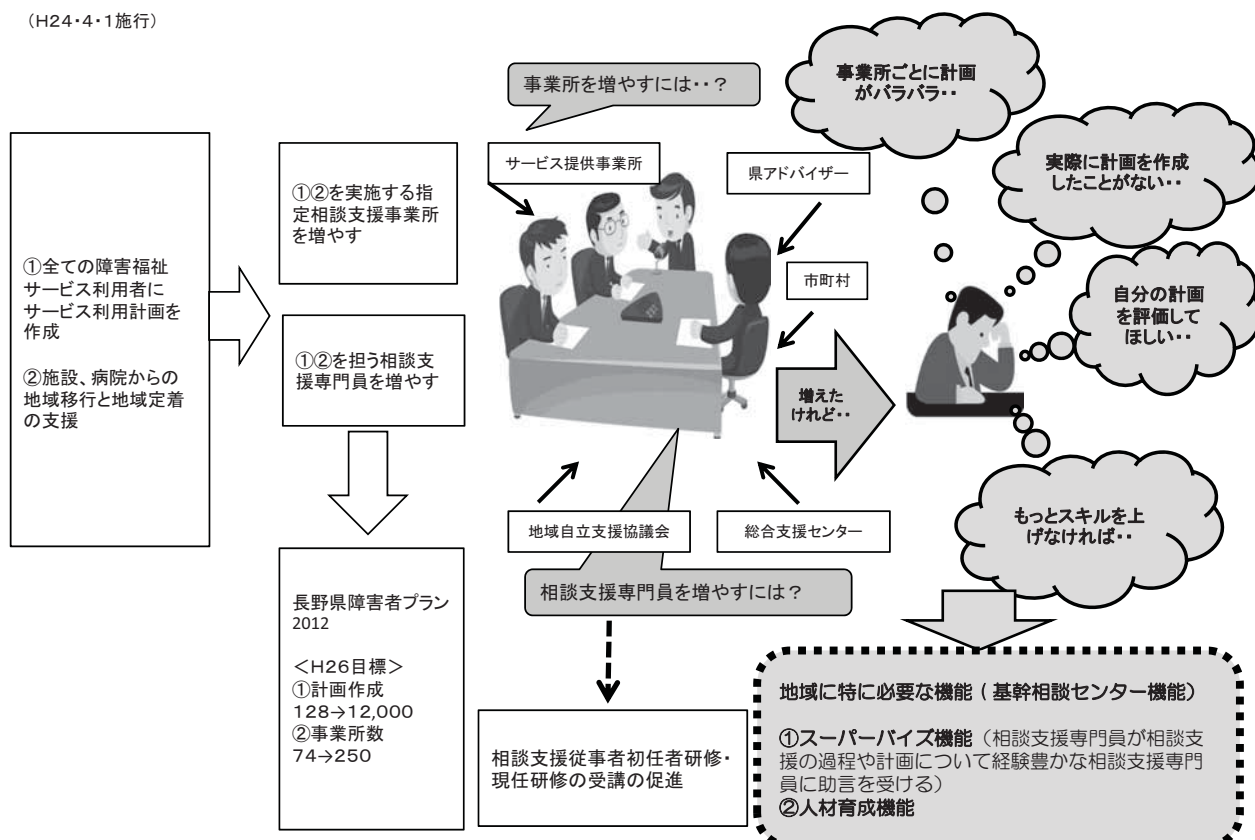
## 相談支援体制の充実

改正自立支援法  
(H24・4・1施行)

必要な体制整備

地域における整備の検討

地域の事業所を底上げる仕組みが必要



# 指定・委託・基幹の地域での役割整理

- 指定(とにかく計画相談を重ねて、サービス等利用計画を作成する) ☆H24を振り返り、H25事業計画の作成時に、選任の相談支援専門員の配置イメージに向かう。
- 委託(出来高のサービス等利用計画件数にこだわらず、地域で足りない相談支援をカバーする)

☆指定を応援するイメージを持つ

- 基幹(全ての相談支援専門員が集まって学べる場所になる。Q&Aに答えられるスキルを身につける。指定の相談支援専門員がタイムリーで相談出来る仕組みを持つ。同時に、地域の計画相談の実態を常に把握できる仕組みを備える)

地域の相談支援体制を常にイメージし、行政との連携をより密に図る。(計画の質の担保は、基幹に課せられる義務=点検評価では無く、育成に関する自己評価に値する)

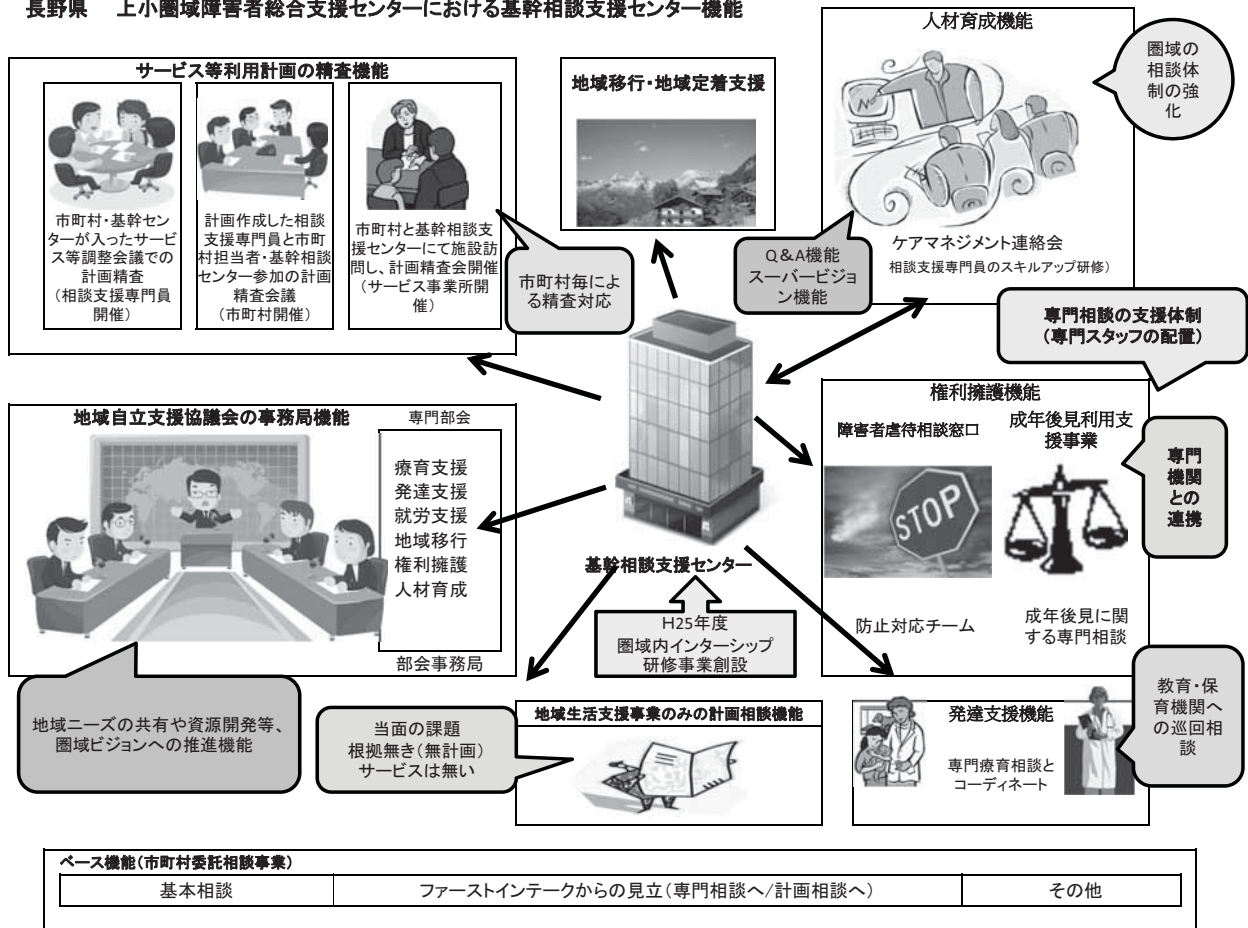
## 現在の基幹相談支援センター機能

事業指定【指定特定／指定一般／障害児相談】

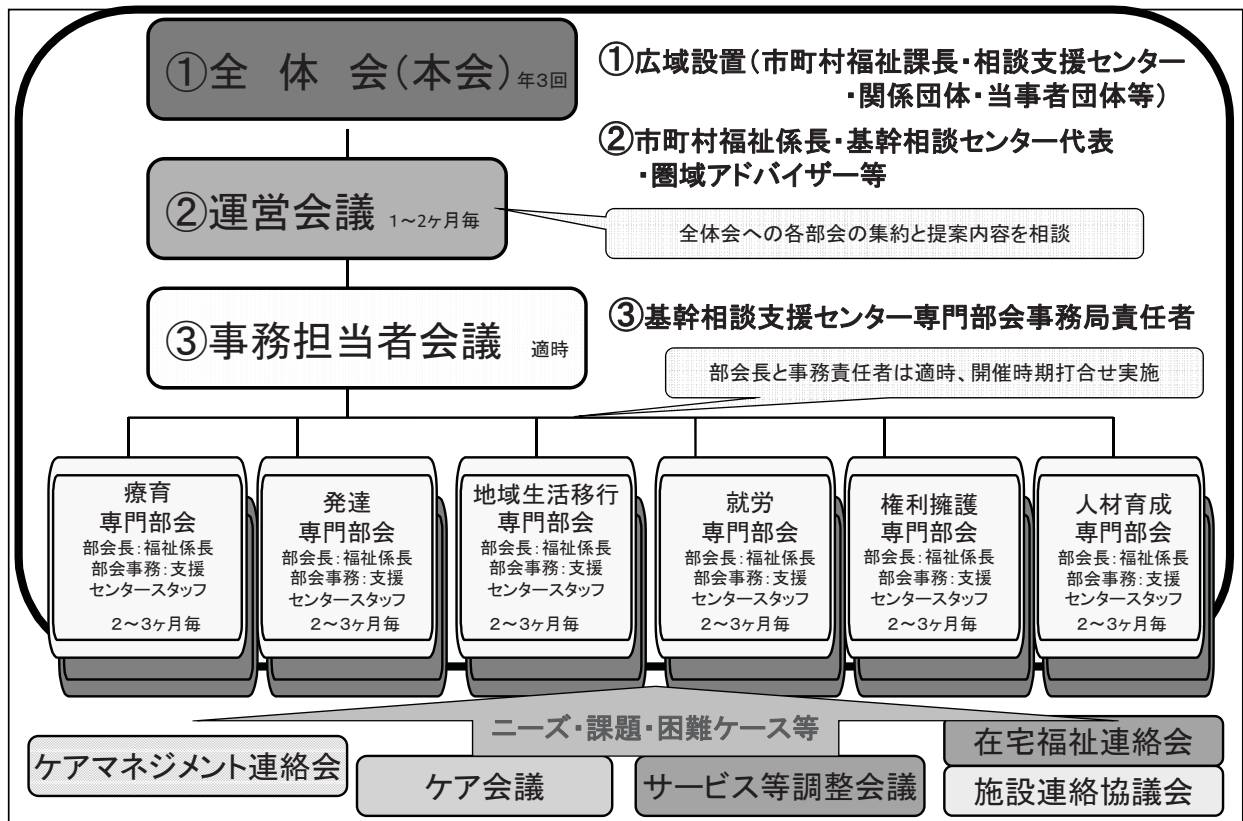
- ①上小圏域障害者自立支援協議会事務局機能(事務局員の配置 H24年度開始)
- ②基本相談支援(サービス利用に反映しない相談、利用開始までの相談等)
- ③サービス等利用計画(法定外)の策定  
(地域生活支援事業・タイムケア事業・アテンダントサービス等のサービス利用計画に限定)
- ④指定特定・一般・障害児支援相談支援事業者との調整機能・アドバイザー機能
- ⑤サービス等利用計画推進機能と精査機能(エリア会議による・個別スーパービジョン)
- ⑥ケアマネジメント連絡会事務局機能(ネットワーク構築/スーパーバイズ・研修機能)
- ⑦地域相談支援アドバイザー機能(地域生活移行支援事業)
- ⑧虐待防止・権利擁護推進機能(成年後見利用支援事業/虐待防止事業の検討)  
・・・ H24・4・1 上小圏域成年後見支援センターの開所(基幹社協委託:自立支援協議会 権利擁護部会)  
【法人後見の受け皿/バックヤードとしての法律専門の運営組織化】  
・・・H24 成年後見利用支援事業の要綱の圏域統一(報酬付与も盛り込んだ要綱:H25年開始予定)  
・・・H24・10～虐待防止法施行に向けて、市町村の協力機関として通報窓口スタート  
(法律専門家との対応チームの形成)
- ⑨ピアカウンセリング事業・手話通訳事業・障害者PC教室事業
- ⑩障害程度区分認定調査事業
- ⑪その他、圏域でタイムリーに必要と認められた委託事業等(要検討)  
H24 上小圏域発達支援センター設置検討の開始(発達支援部会)⇒圏域設置検討部会へ  
上小圏域の発達支援の圏域マネージャーの養成(長野県事業)+H24圏域の発達支援サポーター養成開始

課題:地域体制整備機能(地域作りでの動きが大きくなウエイトを占める中、基本相談を落とさない事





**【上小圏域自立支援協議会組織図】**  
 平成24年、組織の再検討（～協議会を振り返る仕組み～）



# 愛知県半田市の例(市社協で実施)

## ＜半田市の概況＞

面積47平方km 南北8.2km 東西9.7km  
 人口 **119,708人**(平成24年4月)  
 身体障害者手帳 3,606人  
 精神障害者保健福祉手帳 729人  
 自立支援医療 1,253人(23年度実績)  
 療育手帳 787人  
 手帳保持者 **5,122名**  
 自立支援法サービス利用数 **約650名**  
 児童福祉法サービス利用数 **約150名**

## ＜相談支援の現状＞

基幹・委託相談支援 1か所  
 正規5名・臨職1名  
 指定相談 5か所

## ＜サービス事業所＞

生活介護 15か所(基準該当含む)  
 就労移行 4か所  
 就労継続A 1か所  
 就労継続B 7か所  
 居宅介護 13か所  
 短期入所 4か所  
 ケアホーム 15か所  
 グループホーム 8か所  
 入所支援施設 1か所  
 放課後等デイサービス 7か所  
 児童発達支援センター 1か所

## 基幹相談支援センターの業務

### 1 当事者・支援者からの総合相談・専門相談の実施

- ・ライフステージにおける相談にのれる専門職の配置
- ・より専門性の高い機関・支援者とのネットワーク構築
- ・指定相談支援事業所等への同行・OJTの実施

### 2 我が町を支える人材育成の実施

- ・分野を超えた事例検討会の継続実施
- ・社会資源を共有するグループスーパービジョンの継続
- ・地域全体の支援力およびネットワーク構築のための研修会
- ・当事者活動の活性化支援および研修会の実施

### 3 我が町のルール・ツールの共有

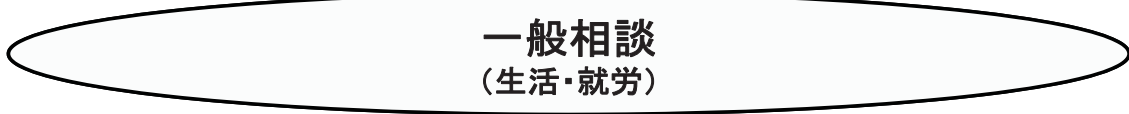
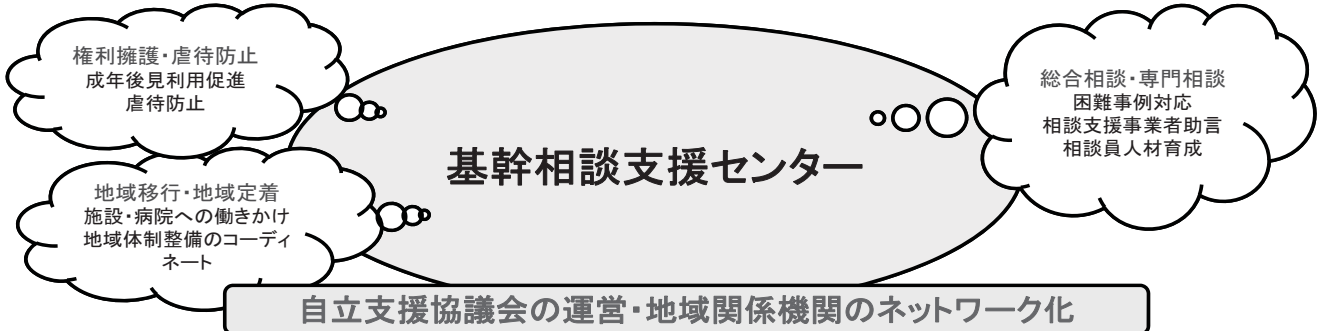
- ・行政と共に計画作成・地域移行定着・虐待防止のツール・ルール作成
- ・ツールを使った具体的なワークショップ等研修の実施

### 4 我が町の基盤整備の実施

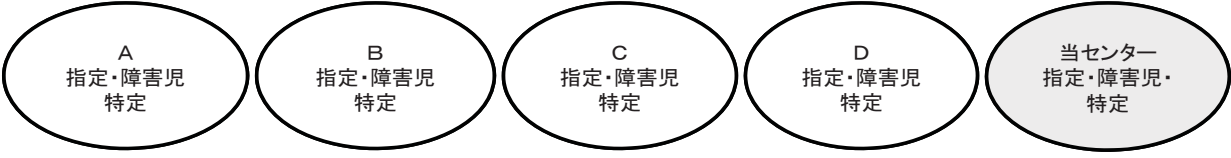
- ・我が町の社会資源・課題など地域診断の実施
- ・自立支援協議会の行政との共同事務局の実施
- ・他分野に制度変更や目指すべきものの共有研修会の実施

# 半田市障がい者相談支援体制

半田市人口 約12万人 障害者数 5122名 サービス利用者 645名 (MAX時予想)	相談支援センター現状 一般相談(延べ相談数) 障害者485件 障害児42件 (実相談150名) 指定相談(月平均30件)	療育施設 1か所36名(+11) 児童デイ 6ヶ所 90名 来年度卒業生 サービス利用予定者20名 地域移行現状 施3名病3名
---	--	---

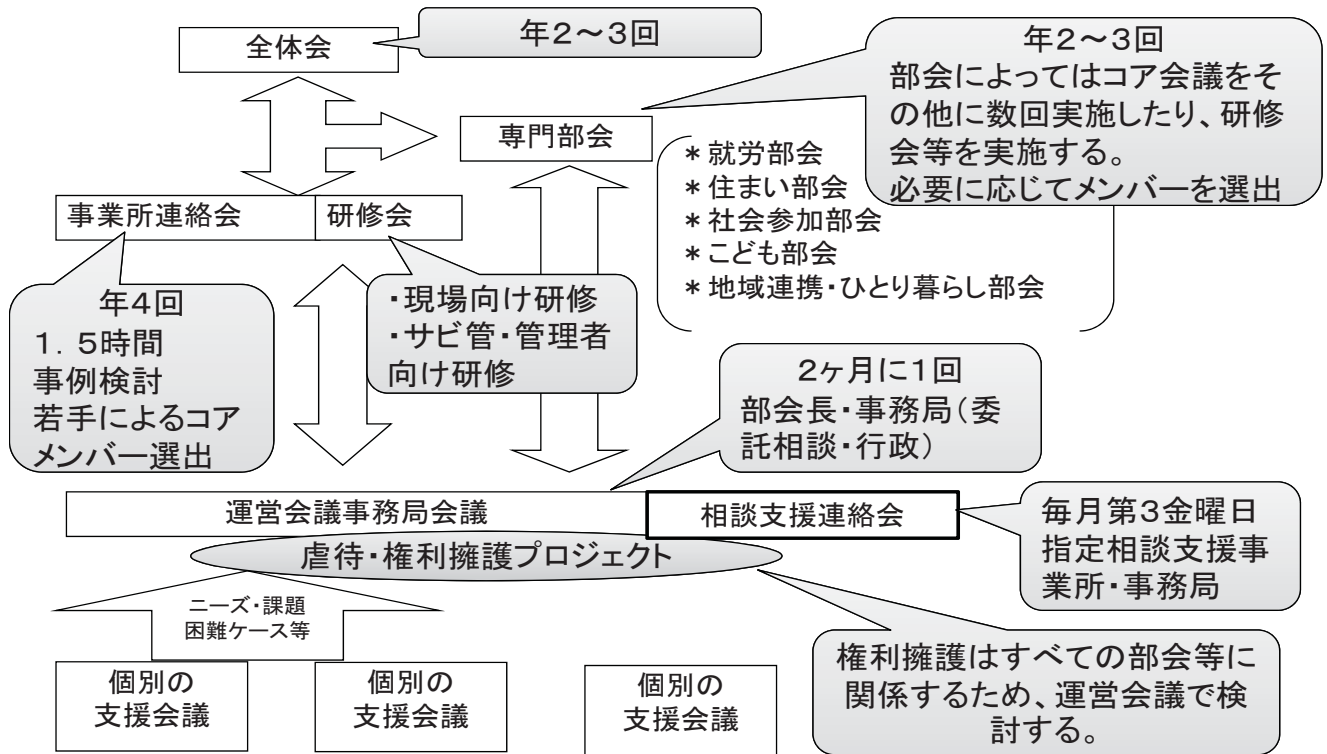


## 指定相談支援



# 半田市障がい者自立支援協議会体制図

(平成24年4月～)



# 半田市障がい者相談支援センターの体制

基幹	正規2名	常勤換算2名	知的・身体・精神10年
委託	正規(生活)2名	常勤換算4名	社士・PSW
	正規(就労)1名 + 臨職2名 × 0.5		知的・身体5年
指定	臨職1名	常勤換算3名	保育士
	臨職2名 × 0.5	就労と兼務	看護師
	臨職1名 × 0.5	その他業務と兼務	高齢経験者
	臨職1名 × 0.5	ピアサポーター	

⇒実人数 10名体制で実施

## 半田市で行う基幹型相談支援事業

- 1 困難事例への同行・専門機関の調整
- 2 相談支援事業所の人材育成
  - ⇒①毎週金曜日9:30～11:00(日常的な事例検討会)  
最低月2回の参加をお願いしたい
  - ②相談支援員向け研修の実施(年2～3回)
  - ③自立支援協議会における相談支援連絡会議の実施  
(第3金曜日9:30～11:00)
- 3 ①施設への訪問・面会・病院での啓発活動の実施  
②当事者活動・ピアサポート活動の充実
- 4 ①成年後見利用促進の実施  
②自立支援協議会における虐待・権利擁護プロジェクトの実施



# 総合相談・専門相談

障害の種別や各種ニーズに対応する

- ・ 総合的な相談支援(3障害対応)の実施
- ・ 専門的な相談支援の実施

知的・身体10年  
精神科勤務10年  
経験のあるスタッフ

愛知県実施の  
発達障がい者  
指導者研修の受講

高次脳機能障がい  
に関する研修の実  
施(6回コース)

看護師・保育士・  
高齢者支援経験  
者等の雇用



病院・訪問看護・教  
育・保育等  
各種専門機関との  
協力体制

## 半田市基幹相談支援センターの運営ポイント その1

### 1. まず、わが町の目指すべき相談支援体制図をつくった

- ・ 障がいのある方のライフステージに関わる方と相談支援とは？連携とは？の共有が必要
- ・ 制度の変化を計画的にオペレーション

### 2. 徹底して現場主義に

- ・ 現状分析が第一歩
- ・ 現場に行くとともに悩む(一人で抱え込まない仕組みを考える)

### 3. 関係機関、関係者とのチーム支援のために

- ・ お互いの得手不得手を知る弛まない努力(事業所のキーパーソンは名前だけでなく、特性まで知っている)
- ・ 基幹相談だからこそより専門的なアドバイザーを多種多様に持つ(私よりこれに詳しい人を常に探してる)
- ・ 「こんなことがあってね」と毎日、笑顔と涙のフィードバックを大切に

### 4. 半田市の相談支援・事業所が働きやすい環境の整備が大事

- ・ 相談業務に必要なツール(仕様書、業務書類)は自前で使いやすいものを
- ・ 我が町で具体的に実施するためのルール(手順)をワークショップでシミュレーション

### 5. 事例検討を積み重ねる

- ・ 半田ではまだ前例のない事例(困難事例)の分析と共有が大事
- ・ 困ったら個別支援会議

## 半田市基幹相談支援センターの運営ポイント その2

### 6. 重視している人材の育成

- 内部研修(アセスメントから個別支援会議、その後のフォロー)
- 内部研修(研修企画、地域社会資源をプレゼンなどのOJT)
- 外部研修(先進地に学ぶ)

### 7. 協議会が権威化、形骸化しないための運営

- わが町の課題、社会資源の強み特性を知らせる(共有する)場を作る
- 協議会の情報収集は相談の毎日のフィードバックからしか成り立たない
- 具体的作業はコア会議で進める、そしてコア会議をモニタリング
- プロジェクトの報告書をまとめるなどのOutput

### 8. 当事者の力が生きる運営

- 当事者同士の相互の関わりが地域生活を真に支える
- エンパワメント活動の支援

### 9. 基幹相談支援センターの自己評価、分析を常に意識

- 相談実績の見える化(データ処理)
- SWOT分析と外部評価

### 10. リーダーの存在と戦略

- チームのマネジメントが的確(出来ることから実施、必ずOutput)
- 財政を見る

## 17 障害者虐待防止対策について

### (1) 障害者虐待防止・養護者支援の推進について

虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月に施行されたところ。

障害者虐待防止法の着実な施行のためには、平成24年10月に開催した障害保健福祉関係主管課長会議でも述べたとおり、

- ① 地域住民や関係機関に対して通報義務や通報・届出窓口についての周知等を行うなどの障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた取組
- ② 都道府県及び市町村を中心とした関係機関との連携協力体制（虐待防止ネットワーク）の構築

等が重要であり、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

なお、障害者、高齢者、児童及びDVの虐待防止分野が横断的に連携を図りながら対応している自治体の事例についてお示しするので、今後の取組における参考とされたい。（関連資料1（174頁））

また、法施行後2年目を迎える平成25年度以降においては、法施行後から蓄積されている事例の分析や評価を行うことが、今後の虐待事案への適切な対応や再発防止に極めて有効であり、各都道府県においては、国庫補助事業である「障害者虐待防止対策支援事業（専門性強化事業）」を活用しつつ、医師等の医療関係者や弁護士等の司法関係者、社会福祉士や精神保健福祉士、さらには、その中でも特に行動障害などの障害特性に関する知識や対応経験のある関係者等から構成されるチームを設置することで、障害者虐待に係る事例の分析や評価にも取り組んでいただきたい。

加えて、各都道府県においては、毎年度、同法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について公表することとされているので、毎年度の結果がまとまり次第、速やかな公表に努めていただくとともに、情報の公表に当たっては、ホームページや広報を活用するなどした上で、その情報が広く利用されて障害者虐待の防止の意識向上及び取組の推進につながるよう配慮願いたい。

### (2) 障害者虐待防止対策関係予算について

障害者虐待防止対策については、平成22年度より、「障害者虐待防止対策支援事業」を実施してきたところであるが、障害者虐待防止法の施行後においても、引き続き、各都道府県及び市町村において、関係機関との協力の下で、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を

着実に実施することが重要である。

そのため、平成 25 年度予算案の「障害者虐待防止対策支援事業」においては、以下の表のとおり、一部の事業において補助率の変更はあるものの、5 事業で構成される仕組みについては変更することなく、約 4.1 億円を計上したところである。（関連資料 2（183 頁））

各都道府県及び市町村においては、法施行後の実績を踏まえ必要な見直し等を行った上で、本事業を活用することにより、更なる体制整備等を進めていただきたい。

事業内容	平成 24 年度 補助率	平成 25 年度 補助率(案)
① 連携協力体制整備事業	1/2	1/2
② 家庭訪問等個別支援事業	1/2	1/2
③ 障害者虐待防止・権利擁護研修事業	定額 (1/2相当)	1/2
④ 専門性強化事業	1/2	1/2
⑤ 普及啓発事業	定額 (1/2相当)	1/2

なお、平成 25 年度予算案においては、別途、障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成することを目的とした国研修（平成 25 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修）に要する経費も計上しており、その開催日程等については、追って連絡をさせていただく予定である。

### （3）障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査について

厚生労働省では、今後の障害者虐待防止施策を検討するに当たっての基礎資料するため、障害者虐待防止法に基づく各都道府県及び市町村の対応状況等について、毎年度、全国調査を行うことを予定している。

平成 24 年度の対応状況等に係る調査項目（案）については、平成 24 年 12 月 26 日付事務連絡にて既にお示ししたところであるが、各都道府県及び市町村からの御意見等を踏まえた上で、新年度に入り次第、記入要領等とともに正式な調査依頼を行うことを予定しているの、御協力をお願いしたい。

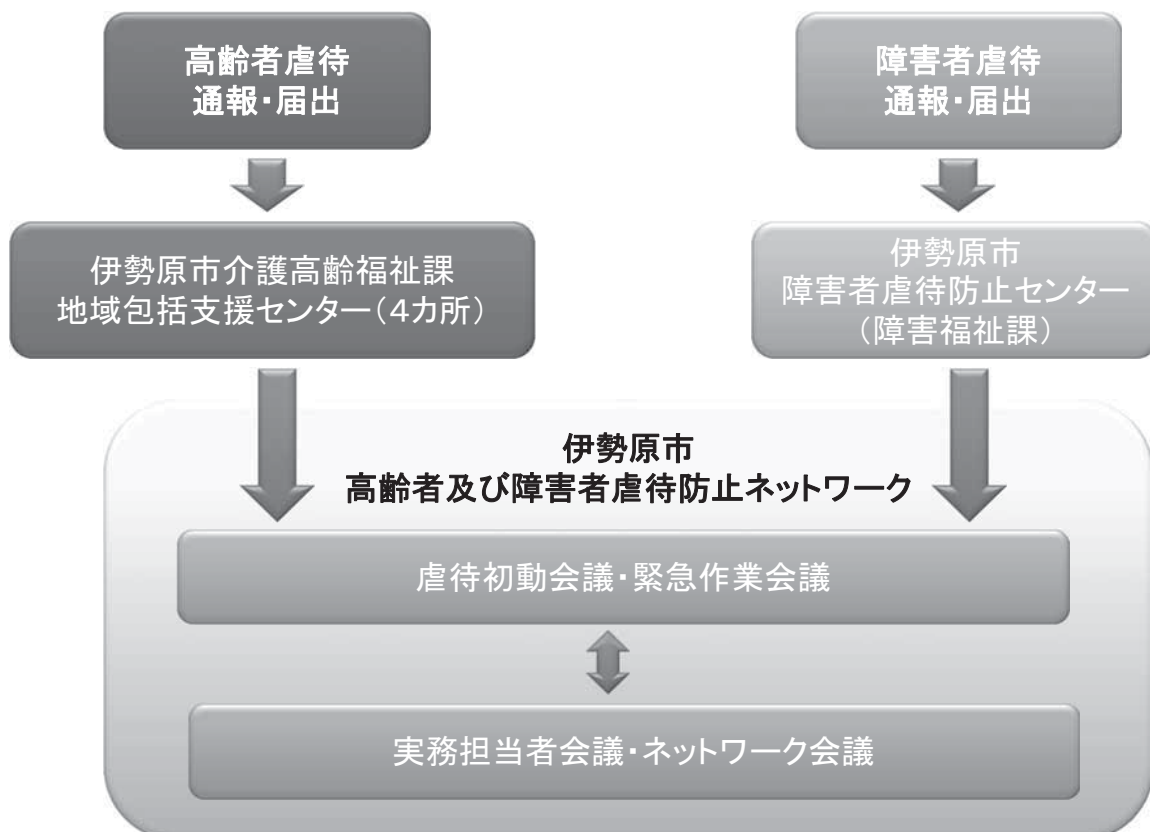


# 伊勢原市高齢者及び障害者 虐待防止ネットワーク

(人口101,000人)

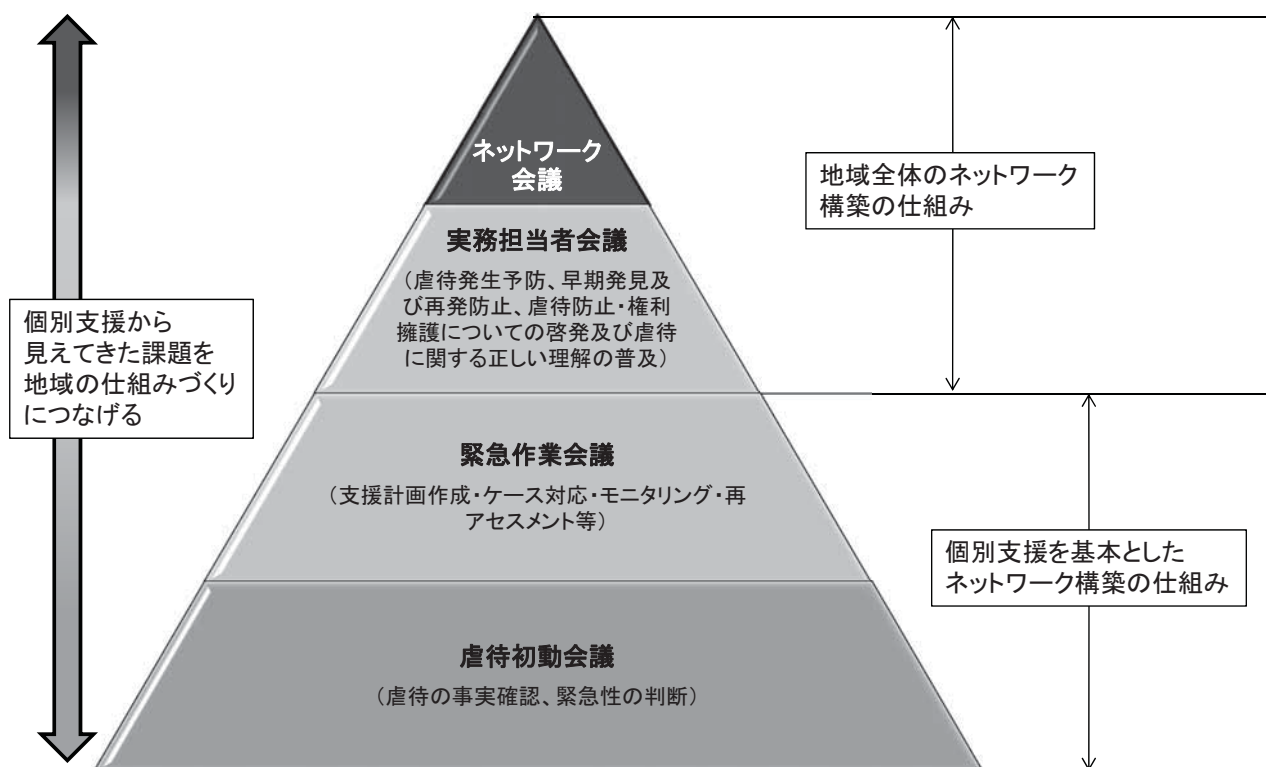
※ 伊勢原市の資料を基に作成

伊勢原市における高齢者・障害者の虐待対応の流れ



# 伊勢原市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク設置要綱

## 虐待防止のためのネットワーク基本構造(4層構造)



伊勢原市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議の構成

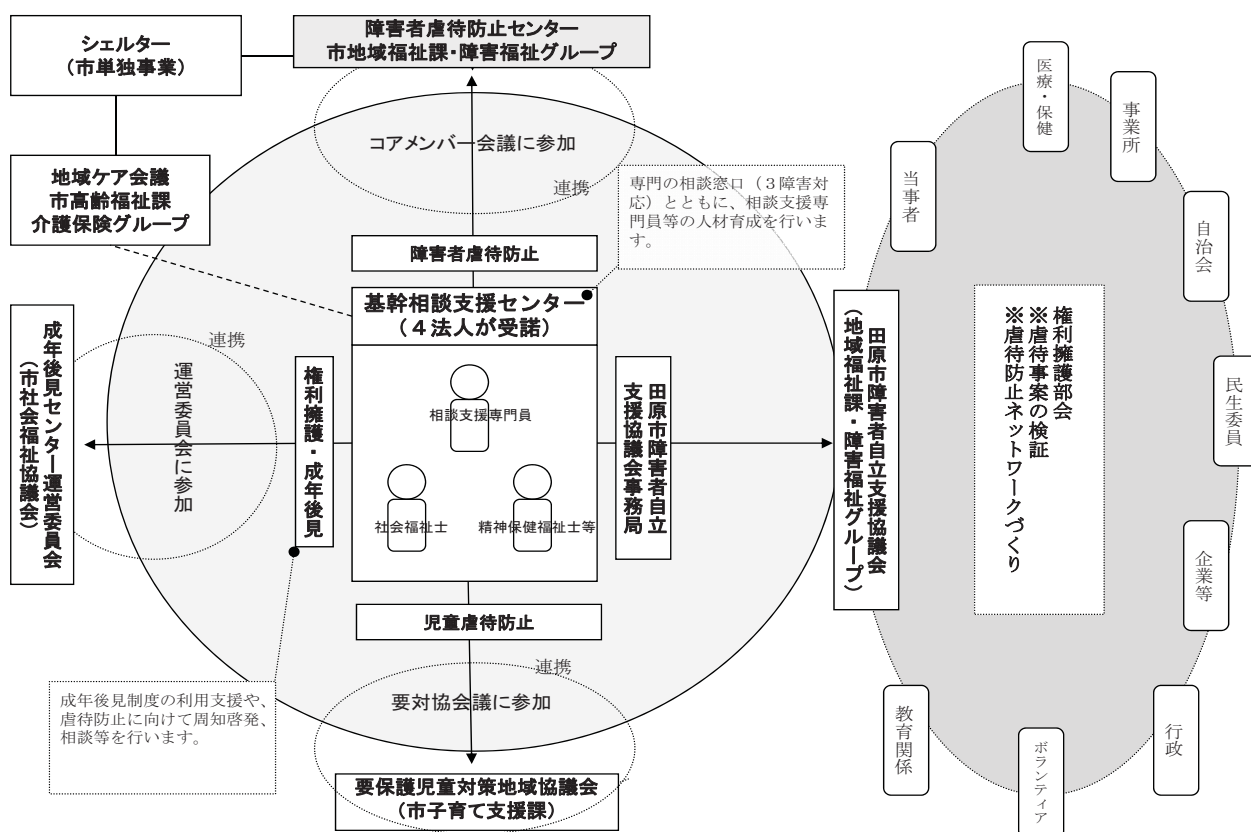
区分	関係機関
保健・医療の関係機関	伊勢原市医師会 社団法人秦野伊勢原歯科医師会 社団法人伊勢原市薬剤師会 神奈川県秦野保健福祉事務所 東海大学医学部付属病院 神奈川県厚生連伊勢原協同病院
警察・その他の関係機関	伊勢原警察署 郵便事業株式会社伊勢原支店 伊勢原市自治会連合会 伊勢原市民生委員・児童委員協議会 伊勢原市人権擁護委員会 伊勢原市社会福祉協議会 神奈川県成年後見サポートセンター
介護高齢者福祉の関係機関	市内の介護老人福祉施設 市内の介護老人保健施設 市内の養護老人ホーム 市内小規模多機能型居宅介護事業所 市内地域包括支援センター いせはら介護支援専門員協会 伊勢原市訪問看護師等連絡協議会 伊勢原市訪問介護系連絡会 伊勢原市通所介護ネットワーク 介護者家族会 手と手の会 高齢者の心の不安に対する傾聴・相談活動を実践するボランティア
障害福祉の関係機関	障害者相談支援事業所 障害福祉サービス提供事業所 障害者当事者団体 平塚労働基準監督署 伊勢原市雇用促進協議会 伊勢原市障害者自立支援協議会 伊勢原市小・中学校校長会

# 田原市の虐待防止センターと 障害者総合相談センター

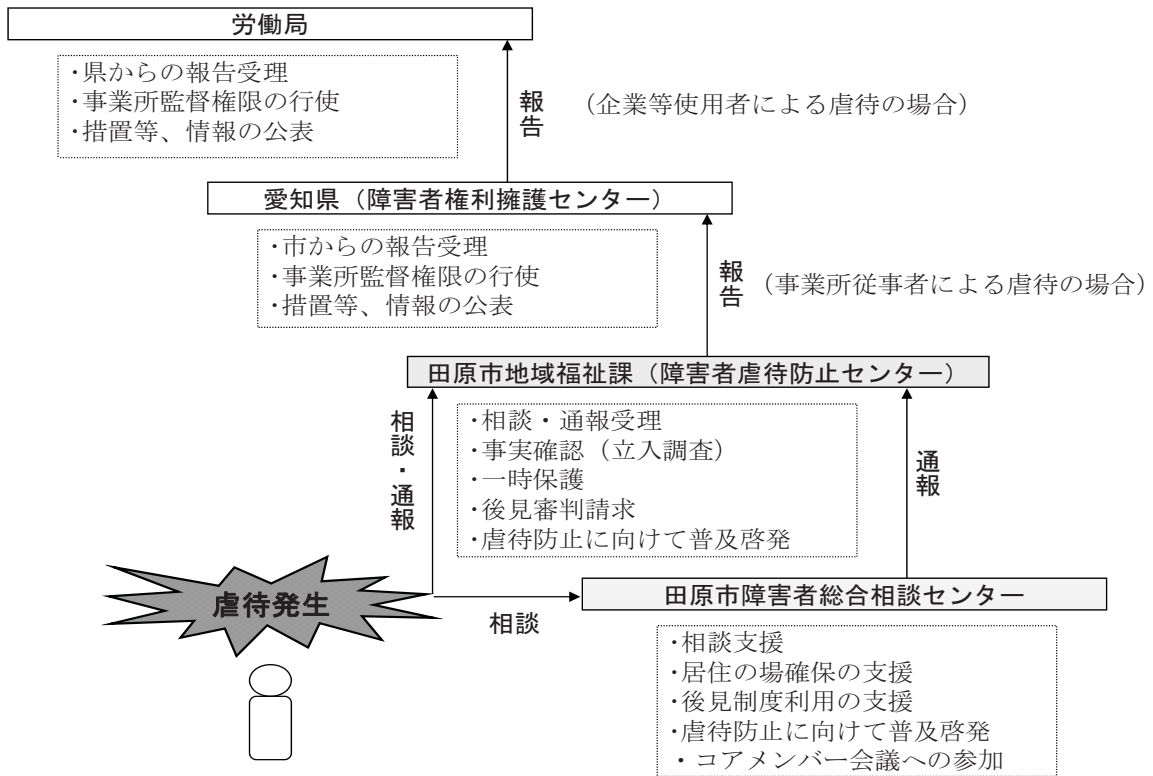
(人口65,500人)

※ 田原市障害者総合相談センターの資料を基に作成

## 田原市障害者総合相談センターの機能と役割



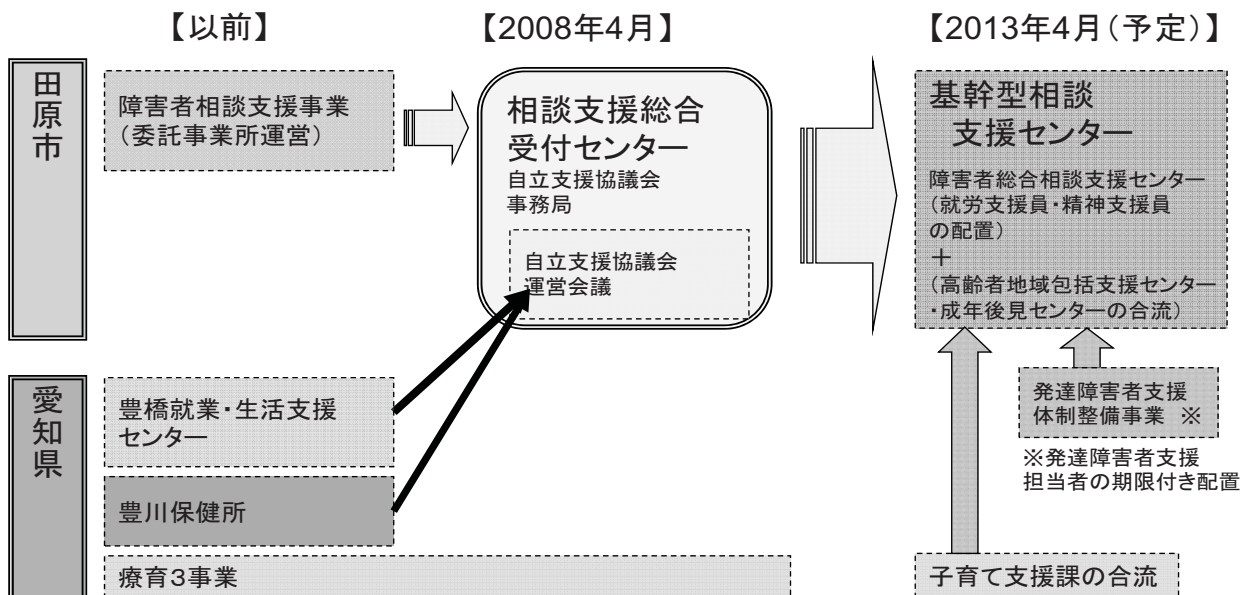
# 虐待防止および虐待対応への方策



2009年 田原市障害者相談支援  
機能強化事業 企画書より

## 田原市相談支援事業の今後

- 相談支援事業は、障害種別を総合化し、相談支援体制は今後分野を包括することも検討する。想定する例として地域包括支援センターとの統合を視野に検討する。
- 検討は自立支援協議会で行い、田原市の実情に応じた形を検討し推進する。



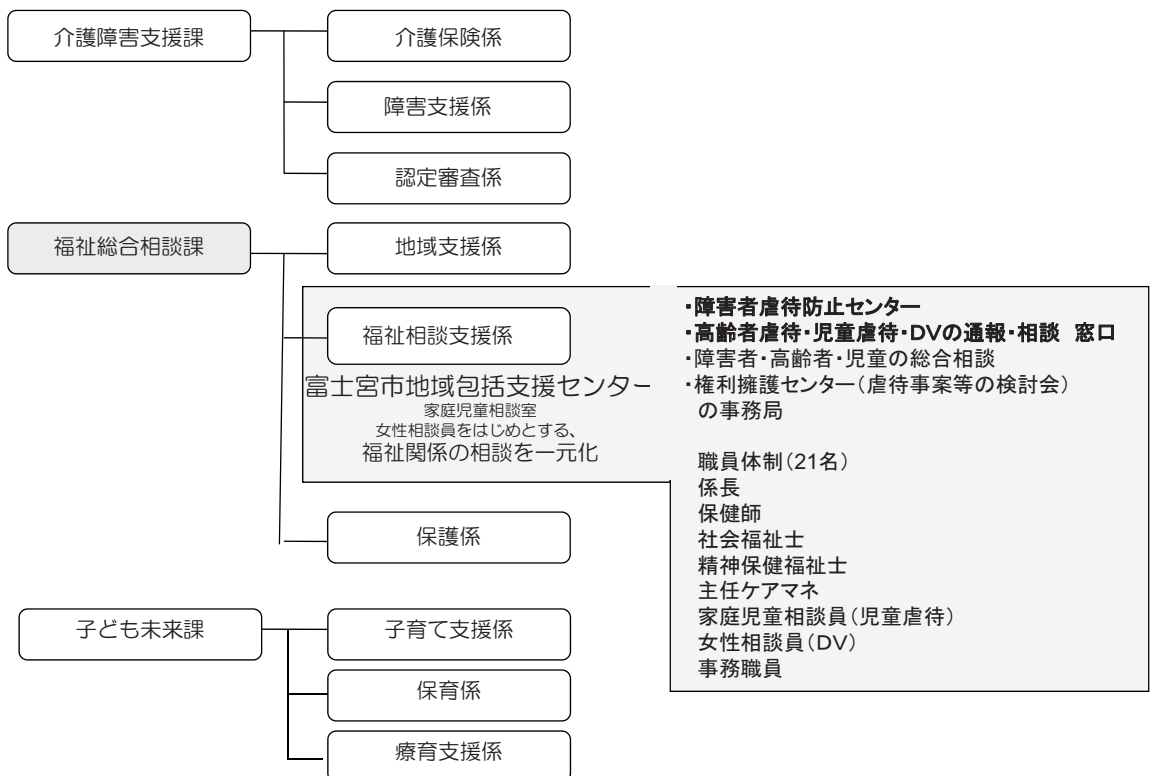


# 富士宮市の総合相談支援体制

(人口135,000人)

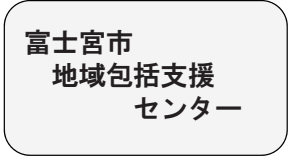
※ 富士宮市の資料を基に作成

## 富士宮市における組織（平成20年度～）



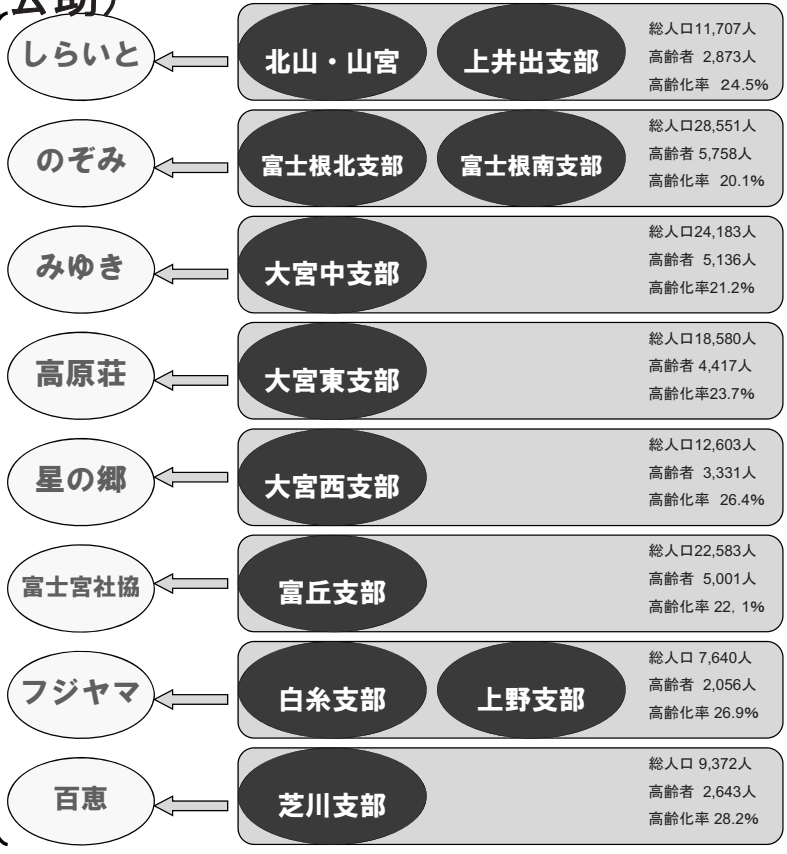
# 個別課題解決システム(公助)

H24.10.1現在

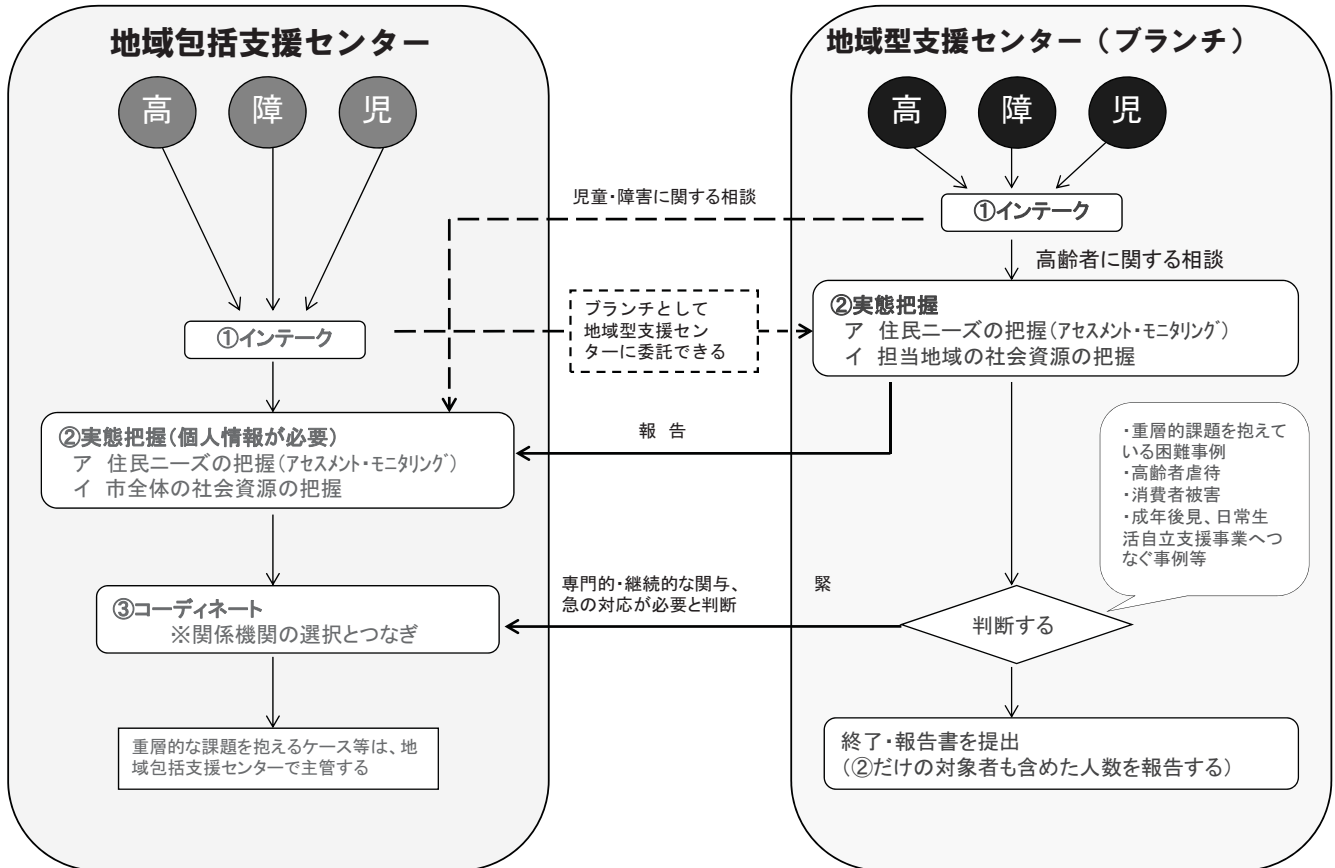


- 地域包括支援センター
  - 地域包括支援センターは市直営1カ所
- 地域型支援センター(ブランチ)の配置
  - 地域型支援センターを生活圏域ごとに配置8ヶ所
- 地域型支援センターに総合相談支援業務を委託
  - ①関係者とのネットワーク構築
  - ②本人、家族、近隣住民等からの相談受付
  - ③制度やサービスに関する情報提供
  - ④実態把握と緊急の対応、包括へのつなぎ
    - 障害、児童等の相談はインテーク後包括へつなぎ
- 権利擁護業務への対応
  - 高齢者虐待、消費者被害、困難事例等への対応は地域包括支援センターへつなぎ、支援体制を構築する。

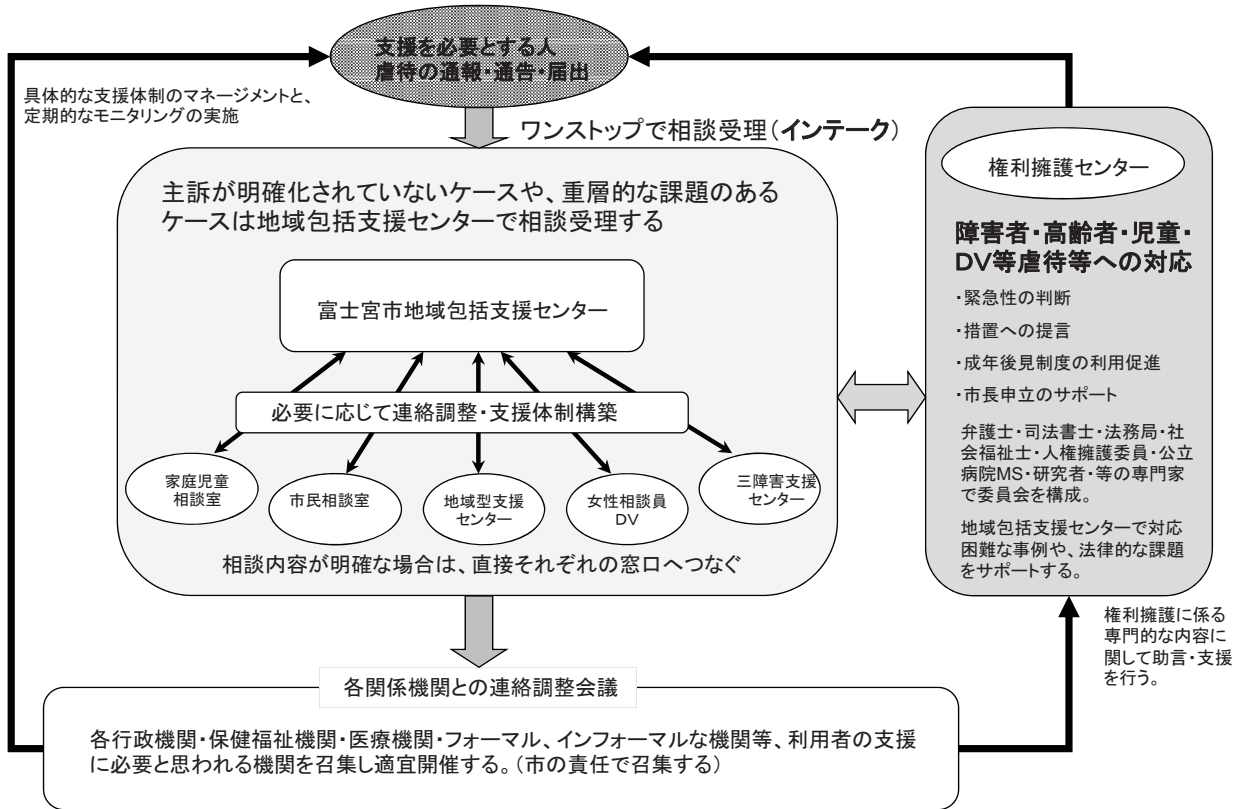
○ 地域型支援センター8ヶ所  
● 生活圏域 自治会支部11ヶ所



## 地域包括支援センターと地域型支援センター(ブランチ)の連携



# 富士宮市における総合相談支援システムフロー



## 権利擁護センターのシステム 富士圏域 (富士市・富士宮市)

